

# 旭川中央警察署庁舎等整備事業

## 事業契約締結について

北海道（以下「道」という。）は、旭川中央警察署庁舎等整備事業（以下「本事業」という。）について、令和 8 年 3 月 19 日付けで事業契約を締結しましたので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき公表する。

北海道知事 鈴木 直道

### 1. 公共施設等の名称及び立地

公共施設等の名称

- ① 旭川中央警察署
- ② 旭川方面本部分庁舎
- ③ 旭川方面本部住吉庁舎
- ④ 旭川方面本部総合庁舎
- ⑤ 旭川運転免許試験場

立地 北海道旭川市 7 条通 10 丁目 他

旭川中央警察署庁舎、公用車車庫及び旭川中央警察署庁舎の外構等を「本施設 1」、旭川方面本部分庁舎及び旭川方面本部分庁舎の外構等を「本施設 2」という。本事業の整備対象施設は、本施設 1 及び本施設 2 とし、これらを「本施設等」、本施設等の敷地を「事業対象地」という。また、本事業におけるバンドリング\*対象施設は、旭川方面本部住吉庁舎、旭川方面本部総合庁舎及び旭川運転免許試験場とし「その他施設」という。

※バンドリング：同種又は異種の複数施設を一括して事業化する手法をいう。

本事業では、「本施設 1」、「本施設 2」及び「その他施設」の解体業務及び維持管理業務を一括して民間事業者が実施することを指す。

表 1 本事業の対象施設

事業対象地	本施設 1	旭川中央警察署庁舎、公用車車庫
		外構等
	本施設 2	旭川方面本部分庁舎
		外構等
その他施設 (バンドリング対象施設)	旭川方面本部住吉庁舎	
	旭川方面本部総合庁舎	
	旭川運転免許試験場	

## 2. 選定事業者の商号又は名称

商号又は名称 旭川警察庁舎整備事業 P F I パートナーズ株式会社

## 3. 公共施設等の整備等の内容

本事業の対象施設に係る施設整備業務、総括管理業務及び維持管理業務

## 4. 契約期間

令和 8 年 3 月 19 日～令和 26 年 3 月 31 日

## 5. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事項に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

### 第 7 章 契約期間及び契約の終了

(事業者の債務不履行等による契約の解除)

第 7 0 条 本施設等の完成前において、次の各号のいずれかに該当する場合には、道は、事業者に対して別段の通知をすることなく直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 事業者が設計、建設工事又は解体工事に着手すべき期日を過ぎても設計、建設工事又は解体工事に着手せず、相当の期間を定めて催告しても当該遅延について事業者から道に満足すべき合理的な説明がない場合
- (2) 事業者が提供するサービス又は本施設等が要求水準又は事業提案書に規定する条件に合致せず、かつ、道の改善催告通知及び再改善催告通知後、定められた期間を経ても改善がなされない場合
- (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、引渡予定日から 3 0 日が経過しても本施設等の供用ができない場合又はその見込みがないことが明らかである場合
- (4) 前 3 号に規定する場合のほか、事業者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められる場合

- 2 総括管理業務及び維持管理業務の開始以降において、次の各号のいずれかに該当する場合には、道は、事業者に対して別段の通知をすることなく直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 事業者の責めに帰すべき事由によって、事業者の提供するサービス又は本施設等が要求水準又は事業提案書に規定する条件に合致せず、かつ、道の改善勧告通知及び再改善勧告通知後、定められた期間を経ても改善がなされない場合
  - (2) 前号に規定する場合のほか、事業者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められる場合
- 3 本施設等の完成の前後を問わず、次に掲げる場合には、道は、事業者に対して何らの催告を要せず、直ちに本契約の全部を解除することができる。
- (1) 事業者が、本事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続した場合
  - (2) 事業者が、自ら破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手續開始の申立てを行った場合又は第三者（事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされた場合
  - (3) 構成企業又は協力企業の一部が、自ら破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手續開始の申立てを行った場合又は第三者（構成企業又は協力企業の取締役を含む。）によってその申立てがなされた場合において、これにより事業者が以後、本契約に基づく義務を履行することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。
  - (4) 事業者が事業報告書又は月例業務報告書に著しい虚偽記載を行った場合
  - (5) その他事業者が道の信用を失墜せしめるなど、社会的に適当でない行為を行った場合
  - (6) 構成企業又は協力企業が、基本協定書第6条第4項第（1）号乃至第（6）号のいずれかに該当する場合。
  - (7) 事業者、構成企業又は協力企業が、基本協定書第6条第4項第（7）号乃至第（13）号のいずれかに該当する場合。

（本施設等所有権移転前の解除の効力等）

第71条 本施設等の道への所有権移転前に、次の各号のいずれかに該当する場合、施設整備業務に関して本契約に基づいて道が事業者に支払うべき一切のサービス対価支払債務その他の債務及び事業者の道に対する債務は遡及的に消滅するとともに（ただし、新庁舎の引渡し完了後は、新庁舎に係る施設整備業務についての道のサービス対価支払債務は消滅しない。）、事業者は道に対して、別紙6記載のサービス対価Aの総額と、当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の10に相当する金額を違約金として道の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条により本契約が解除された場合
- (2) 事業者が本契約に基づく施設整備業務の履行を拒否し、又は、事業者の責に帰すべき事由によって事業者の施設整備業務が履行不能となった場合

2 本施設等の道への所有権移転前に、次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 事業者について破産手續開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第2号に規定する再生債務者等

3 第1項にかかわらず、前条第3項第6号の場合、道が本契約を解除するか否かを問わず、事業者は道に対して、別紙6記載のサービス対価Aの総額と、当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の20に相当する金額を違約金として道の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同号に掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他道が特に認めるときは、この限りでない。

4 第1項（前条第3項第6号の規定により、本契約が解除された場合を除く。）に関し、第60条の規定に基づき、履行保証金若しくはそれに代わるものが提供されている場合又は道を被保険者とする履行保証保険が契約されているとき若しくは工事履行保証契約について道が質権者であるときで道が当該履行保証保険契約若しくは当該工事履行保証契約に係る質権に基づいて保険金を受領した場合、事業者は、これらをもって第1項の違約金支払請求権又は第6項の損害賠償請求権等、道が事業者に対して有する債権の支払に充当することができる。

5 道は、（新庁舎が引き渡されている場合には、新庁舎に加え）本施設等及び解体業務の出来形部分及び事業者が調達済みの什器備品が存在する場合、これを検査の上、当該検査に合格した部分の所有権を、別紙6記載のサービス対価A（ただし、サービス対価A-3-1、A-3-2及び割賦支払利息部分を除く。）のうち、（新庁舎が引き渡されている場合には、新庁舎に係る施設整備業務についてのサービス対価相当額に加え）当該出来形部分の割合又は当該什器備品に応じた額をもって取得し、買い受けることができ、（新庁舎が引き渡されている場合には、新庁舎に係る施設整備業務についてのサービス対価相当額に加え）当該出来形部分又は当該什器備品の買受代金支払債務と第1項の違約金支払請求権又は第6項の損害賠償請求権等、道が事業者に対して有する請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。この場合道は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。なお、道は相殺後の残額を、道の選択により、①割賦支払利息を付した上、解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

6 第1項又は第3項の場合において道が被った損害額が第1項又は第3項の違約金の額を超過する場合は、道は、係る超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。

7 第1項の場合において、道が建設業務の進捗状況を考慮して事業対象地を更地とすることが妥当であると判断して事業者はその旨通知した場合、事業者は、自らの費用と責任により、事業対象地を更地にした上で道に引き渡さなければならない。なお、新庁舎が引き渡されている場合には、新庁舎については本項は適用されない。

8 前項の場合、事業者が正当な理由なく道の定める相当な期間内に更地とするための工事を  
行わないときは、道は事業者に代わり更地にするための工事をを行い、これに要した費用を事  
業者に求償することができる。この場合、事業者は、道の処分について異議を申し出ること  
ができない。

9 第5項の場合において、道が既に設置済みの什器備品を買い受けないと判断して事業者に  
その旨通知した場合、事業者は、自らの費用と責任により、設置済み什器備品を速やかに撤  
去しなければならない。

10 前項の場合、事業者が正当な理由なく道の定める相当な期間内に当該什器備品の撤去を  
行わないときは、道は事業者に代わり当該什器備品の撤去を行い、これに要した費用を事  
業者に求償することができる。この場合、事業者は、道の処分について異議を申し出ること  
ができない。

(総括管理業務・維持管理業務開始後の解除の効力等)

第72条 総括管理業務及び維持管理業務開始後に、次の各号のいずれかに該当する場合、本  
契約のうち総括管理業務及び維持管理業務に関する道及び事業者の債権債務は将来に向かっ  
て終了するものとし、事業者は、当該解除が生じた事業年度（ただし、初年度についてはそ  
の翌事業年度とする。）のサービス対価Bの1年間分相当額と当該額に係る消費税及び地方消  
費税相当額の合計額の100分の10に相当する違約金を道の指定する期間内に道に対して  
支払わなければならない。なお、道は、本契約上の履行済みの業務に相当するサービス対価  
のうちの未払分を、上記違約金と相殺することにより決済した上で、その残額を解除前の支  
払スケジュールに従った方法により支払う。

(1) 第70条により本契約が解除された場合

(2) 事業者が本契約に基づく総括管理業務又は維持管理業務の履行を拒否し、又は事業者の  
責めに帰すべき事由によって本契約に基づく事業者の総括管理業務又は維持管理業務が履行  
不能となった場合

2 総括管理業務及び維持管理業務開始後に、次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合  
は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第  
75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法  
律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法  
律第225号）第2条第2号に規定する再生債務者等

3 第1項にかかわらず、第70条第3項第6号の場合、道が本契約を解除するか否かを問わ  
ず、事業者は道に対して、別紙6記載のサービス対価Bの1年間分相当額と当該額に係る消  
費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の20に相当する金額を違約金として道の指  
定する期間内に支払わなければならない。ただし、同号に掲げる場合において、排除措置命  
令又は納付命令の対象となる行為が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭

和22年法律第54号)第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他道が特に認めるときは、この限りでない。

- 4 道が被った損害の額が第1項又は前項の違約金の額を超過する場合は、道は、係る超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができ、道は第1項の事業者に支払うべきサービス対価と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。
- 5 第1項の場合、道は既に本契約に基づいて引渡しを受けた本施設等(什器備品を含む。)の所有権、著作権その他の権利の一切を保持する。

#### (道の債務不履行)

第73条 道が本契約に基づいて履行すべきサービス対価その他の金銭の支払を遅延した場合には、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条に基づく利率の割合で計算した額を事業者に対し遅延損害金として支払う。

- 2 道が本契約上の重要な義務に違反し、かつ、事業者からその旨の通知を受領した後、30日を経過しても当該違反が改善されなかった場合には、事業者は、本契約を解除することができる。当該解除がなされた場合、本契約は将来に向かって終了する。この場合において、道は既に本契約に基づいて得た本施設等の所有権、著作権その他の権利の一切を保持する。
- 3 第2項によって解除がなされた場合で、施設整備業務、総括管理業務又は維持管理業務の一部が既に実施された場合、当該実施済み業務について道は、事業者に対し、当該実施済み業務に相当する別紙6記載のサービス対価の未払額(支払義務のある部分に限る。)を一括又は解除前の支払スケジュール(分割払のスケジュールであった部分については割賦支払利息を含む。)のいずれか道の選択する方法により支払う。この場合で本施設等が未完成のときの未完成部分についての所有権は道が当該出来形に相当する部分のサービス対価の支払が完了した時に道に移転する。
- 4 第2項によって契約が解除された場合には、道は、事業者に対して、本契約解除により事業者が被った損害を相当因果関係の範囲内で賠償する。

#### (道による任意の解除)

第74条 道は、事業者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、180日以上前に通知を行うことにより、本契約を解除することができる。当該解除がなされた場合、本契約は将来に向かって終了する。道は、既に本契約に基づいて引渡しを受けた本施設等の所有権、著作権その他の権利の一切を保持する。

- 2 前項によって解除がなされた場合の債権債務については、前条第3項の規定を準用し道の選択する方法で支払う。
- 3 第1項によって契約が解除された場合には、道は、事業者に対して、本契約解除により事業者が被った損害を相当因果関係の範囲内で賠償する。

(第三者に帰責事由がある場合)

第75条 事業者は、本契約の締結日後に第三者の責めに帰すべき事由により、本施設等を設計図書に従って建設できなくなった場合又は本施設等を本契約、事業計画書などで提示された条件に従って維持管理できなくなった場合には、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに道に対して通知する。

2 前項の場合においては、次の区分に従い処理する。

(1) 事業者が善良な管理者としての注意義務に従って一切の注意や予防方法を講じても損害を防止できなかった場合には、不可抗力による場合とみなし、第9章の規定に従って処理する。

(2) 事業者が善良な管理者としての注意義務に従って注意し、予防方法を講じていれば損害の防止が可能であった場合には、事業者の責めに帰すべき事由による場合とみなす。

(契約が解除された場合の道の債務の支払条件)

第76条 本契約が解除された場合において、道による本施設等又はその出来形の譲り受けと道の事業者に対する代金等の支払が行われるべきときには、当該代金等の支払は、引渡しその他所有権を移転するために必要な一切の手続が完了した後に行われる。

## 第8章 法令変更

(通知の付与)

第77条 事業者は、本契約の締結日後に法令が変更されたことにより、本契約に従って義務の履行をすることが不能となった場合には、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに道に対して通知しなければならない。

2 事業者は、本契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合には、前項の通知がなされた以降において、履行期日における当該義務が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとし、道は当該業務に対応するサービス対価の支払を行わない。ただし、道及び事業者は、法令の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(協議及び追加費用・損害の負担)

第78条 道が事業者から前条第1項の通知を受領した場合には、道及び事業者は、当該法令変更に対応するために速やかに本施設等の設計、引渡予定日、本契約、事業計画書等の変更その他本事業の継続のために必要な事項について協議する。なお、この場合の追加費用又は損害の負担については別紙12に従う。

2 前項の協議にかかわらず、法令変更の公布日から60日以内に本契約等の変更についての合意が成立しない場合には、道が法令変更への対応方法を事業者に対して通知することができる。事業者は、それに従い本事業を継続する。

3 第1項の協議結果又は第2項の通知に基づき事業が継続される場合において、事業内容の変更により、本契約に基づく事業者の業務に係る費用が減少したときは、道は当該減少に応じてサービス対価を減額する。

(法令変更による契約の終了)

第79条 本契約締結後において、法令変更の公布日から60日以内に本契約等の変更又は追加費用の負担についての合意が成立しない場合には、道又は事業者は、相手方に書面による通知をすることにより、本契約を解除することができる。ただし、本条の規定と前条第2項の規定では、道による選択を優先させる。

2 前項により本契約が解除された場合で、本施設等の全部又は一部が引き渡されていない場合、当該施設及び解体業務について道は、次の各号のいずれかの措置をとることができる。

(1) 引渡し前の本施設等及び解体業務について、出来形部分が存在し、道が当該出来形部分を契約解除の後に利用する場合には、道は当該出来形部分を確認の上、別紙6記載のサービス対価A(ただし、割賦支払利息部分を除く。)のうち出来形部分の割合に応じた額によりこれを買受ける。道の支払方法については、一括払い又は終了前の支払スケジュールに従った分割払(割賦支払利息を含む。)のいずれかを、道が選択する。

(2) 道が引渡し前の本施設等の敷地を原状(更地)回復することが妥当と判断し、これを事業者へ通知した場合には、事業者は、当該敷地を原状(更地)に回復した上で道に対して引渡す。この場合の費用は道が負担する。また、この場合においても道は前号記載の買受額を前号に従って事業者へ支払う。

3 第1項により本契約が解除された場合で、本施設等の全部又は一部が既に完成している場合その他前項以外の施設整備業務の一部が既に実施された場合、当該実施済み業務について道は、事業者に対し、当該実施済み業務に相当するサービス対価Aの未払額(支払義務のある部分に限る。)を一括払又は終了前の支払スケジュールに従った分割払(割賦支払利息を含む。)のいずれか道の選択する方法により支払う。

4 第1項により本契約が解除された場合で、総括管理業務又は維持管理業務の一部が既に実施された場合、当該実施済み業務について道は、事業者に対し、当該実施済み業務に相当するサービス対価Bの未払額(支払義務のある部分に限る。)を終了前の支払スケジュールに従った方法により支払う。

5 第1項に基づき本契約を解除したことにより、第2項から第4項までに定める費用以外で道又は事業者へ発生した本事業に係る費用又は損害の負担については、別紙12に従う。

## 第9章 不可抗力

(不可抗力への対応)

第80条 不可抗力により本契約に基づく一部又は全部の義務が履行不能となった場合には、事業者は、本事業をできるだけ早期に正常な状態に回復すべく、本契約及び事業計画書に従った対応を行う。道又は事業者は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(通知の付与)

第81条 事業者は、本契約の締結日後に不可抗力により、本契約に基づく義務の一部又は全部が履行不能となった場合には、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに道に対して通知する。

2 事業者は、本契約に基づく自己の義務が履行不能となった場合には、前項の通知がなされた以降において、以降の期日における当該義務の履行義務を免れるものとし、道は当該業務に対応したサービス対価を支払わない。

(協議及び追加費用の負担)

第82条 道が事業者から前条第1項の通知を受領した場合には、道及び事業者は、本事業をできるだけ早期に正常な状態に回復すべく、速やかに本施設等の設計、所有権移転日、本契約、事業計画書等の変更その他本事業の継続のために必要な事項について協議する。なお、この場合の追加費用又は損害の負担については別紙12に従う。

2 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本契約等の変更及び追加費用の金額等についての合意が成立しない場合には、道は、不可抗力への対応方法を事業者に対して通知することができる。事業者は、それに従い本事業を継続する。

3 第1項の協議結果又は第2項の通知に基づき事業が継続される場合において、事業内容の変更により、本契約に基づく事業者の業務に係る費用が減少したときは、道は当該減少に応じてサービス対価を減額する。

(不可抗力による契約の終了)

第83条 不可抗力により、事業の遂行に支障が生じた日から60日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合には、道又は事業者は、相手方に書面による通知をすることにより、本契約を解除することができる。ただし、本条の規定と前条第2項の規定では、道による選択を優先させる。

2 前項により本契約が解除された場合の道及び事業者の債権債務については次項で定める費用又は損害の負担を除き第79条第2項から第4項までの定めに従う。

3 第1項に基づき本契約を解除したことにより、前項で準用する第79条第2項から第4項までに定める費用以外で道又は事業者に発生した本事業に係る費用又は損害の負担については、別紙12に従う。

## 別紙 1 2 不可抗力又は法令変更による追加費用又は損害の負担

(第 7 8 条、第 7 9 条、第 8 2 条及び第 8 3 条関係)

### 1 不可抗力による追加費用又は損害の負担

#### (1) 設計・建設業務

不可抗力に起因して設計・建設業務に関して道若しくは事業者が負担した追加費用又は道若しくは事業者が被った損害に相当する金額が、別紙 6 記載のサービス対価 A の総額のうち、サービス対価 A-3-1 及び A-3-2 の総額に相当する額を控除した金額と、当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額に相当する額の 100 分の 1 に相当する額までは事業者が負担し、100 分の 1 を超える部分については道がこの超過部分を負担する。

#### (2) 解体業務

不可抗力に起因して解体対象施設の解体業務に関して道若しくは事業者が負担した追加費用又は道若しくは事業者が被った損害に相当する金額が、別紙 6 記載のサービス対価 A-3-1 及び A-3-2 の総額に相当する金額と、当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の 100 分の 1 に相当する額までは事業者が負担し、100 分の 1 を超える部分については道がこの超過部分を負担する。

#### (3) 総括管理業務及び維持管理業務

不可抗力に起因して総括管理業務及び維持管理業務に関して道若しくは事業者が負担した追加費用又は道若しくは事業者が被った損害に相当する金額が、一事業年度につき、別紙 6 記載のサービス対価 B の (ただし、第 6 0 条による減額を考慮しない金額とする。) 当該事業年度における支払総額と当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の 100 分の 1 に相当する額までは事業者が負担し、100 分の 1 を超える部分については道が負担する。

### 2 法令変更による追加費用又は損害の負担

- (1) ① 本事業に類型的若しくは特別に影響を及ぼす法令変更により生じた追加費用及び損害については、道が負担する。なお、本別紙において「本事業に類型的若しくは特別に影響を及ぼす法令」とは、特に本施設等及び本施設等類似の施設の設計、建設及び維持管理に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味するものとし、これに該当しない法人税その他の税制変更 (消費税、消費税類似の税制度の新設・変更 (税率の変更を含む。)) を除く。) 及び事業者に対して一般に適用される法律の変更は含まれない。
- ② ① で定める以外の法令変更により生じた追加費用及び損害については、事業者の負担とする。

(2) 法令の変更の解釈につき、道と事業者の間で疑義が生じた場合には、両者で協議する。

### 3 保険との関係

法令変更又は不可抗力により、道又は事業者に追加費用又は損害が生じたことについて、事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は道が負担すべき額から控除し、事業者が負担する。

### 4 複数の事由が発生した場合の措置

不可抗力、法令変更に該当する複数の事由が発生した場合の追加費用及び損害については、それぞれの発生事由ごとに負担金額を算出し、設計・建設業務及び解体業務においては同業務全体における累計で、総括管理業務及び維持管理業務においては当該事由が発生した事業年度中の累計で算出する。

## 6. 契約金額

14, 283, 562, 618 円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 7. 契約終了時の措置に関する事項

本事項に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

### 第7章 契約期間及び契約の終了

(本事業の終了手続き)

第66条 事業者は、本契約が終了したとき、その終了事由の如何にかかわらず、道に対し、設計図書その他施設整備業務に係る書類（ただし、契約終了時点で既に道に提出しているものを除く。また、本契約が本施設等の完成前に終了した場合、事業者が終了時点で既に作成を完了しているものに限る。）、総括管理業務及び維持管理業務のために必要なマニュアル、申し送り事項、その他必要な資料を事業者の費用負担により提供する。また、事業者は引継ぎに必要な説明その他の協力を行う。

2 道は、前項に基づき提供を受けた資料を、本事業の引継ぎに必要な範囲で無償にて自由に使用（複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。以下本条において同じ。）する権利を有し、事業者は、道による資料の自由な使用が、第三者の有する著作権及び著作者人格権その他の権利を侵害しないよう必要な措置をとる。

3 事業者は、第1項に基づき道に提供する資料が、第三者の有する著作権又は著作者人格権その他の権利を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

(施設の状態の検査)

第67条 本施設等の完成後に本契約が終了するとき、事業者は、その終了事由の如何にかかわらず、本契約終了日前に本施設等の状態について道の検査を受け、承諾を受けなければならない。また、その他施設の維持管理業務開始後に本契約が終了するとき、同様にその他施設の状態について道の検査を受け、承諾を受けなければならない。

2 道は、検査の結果、事業者の責めに帰すべき事由による損傷又は汚損等が見られたときは、当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めて修補を行うよう事業者に対して通知することができる。

3 事業者は、前項の通知を受けた場合、自己の負担において道の定めた期間内に速やかに当該箇所を修補し再度道の検査を受けなければならない。ただし、道が承諾する場合には、修補に代えて修補に要する費用を道に支払えば足りる。

4 前項の規定にかかわらず、当該損傷又は汚損等が道の指示に従ったことによる等、道の責めに帰すべき事由による場合（事業者がその指示が不適当であることを知りながら道に異議を述べなかった場合を除く。）は、修補に係る事業者の合理的な追加費用は道が負担する。

5 道は、第3項の修補完了後に支払うべきサービス対価B及びこれに係る消費税及び地方消費税相当額の支払を、第3項の事業者による修補完了を検査により確認し、又は修補費用の支払を確認した後に行えば足りる。

(物件の処置)

第68条 事業者は、本契約が終了したとき、その終了事由の如何にかかわらず、事業対象地、解体敷地及び本施設等における事業者が所有又は管理する建設・業務機械器具その他の物件（請負人等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）を撤去しなければならない。なお、設計・建設期間中に建設工事のために事業者が使用する建設・業務機械器具その他の物件は、設計・建設期間が終了したとき、撤去しなければならない。

2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に撤去しないときは、道は、事業者に代わって当該物件を処分し、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。この場合において、事業者は、道の処置について異議を申し出ることができず、また、道の処置に要した費用を負担する。

3 前2項にかかわらず、道はその選択により、道と事業者が別途合意した金額で当該物件を事業者から買い取ることができる。